

第 6 章	国会	名前:	日 付	No.02

[問題 1]

次の各文中の()にあてはまる語句を書きなさい。

- ① 委員会や本会議を開くのに必要な出席者数を()という。
 ② 委員会や本会議で、法律案の可決に必要な数は出席議員の()である。

[解答欄]

① 定足数	② 過半数
-------	-------

[解説]

会議を開いたり議決したりするために必要な議員の出席数を **定足数** という。

本会議の定足数は総議員の 3 分の 1 以上である。また、**委員会の定足数は半数以上**である。

[問題 2]

議決のあり方について述べた次の文の A～C の空欄にあてはまる語句を書きなさい。

会議における議決は、(A)であることが理想である。しかし、現実には難しいため、(B)によっている。この場合、反対する側も議決に従わなければならない。それだけに、結論を出す前に、(C)も十分尊重する態度が必要である。

[解答欄]

A 全会一致	B 多数決	C 少数意見
--------	-------	--------

[解説]

会議における議決は、全会一致であることが理想である。

しかし、現実には難しいため、**多数決**によっている。

この場合、反対する側も議決に従わなければならない。

それだけに、結論を出す前に、**少数意見も十分尊重する態度が必要**である。

[問題 3]

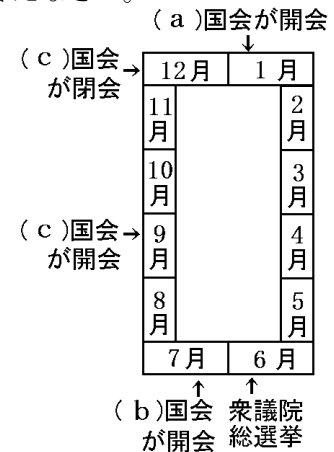
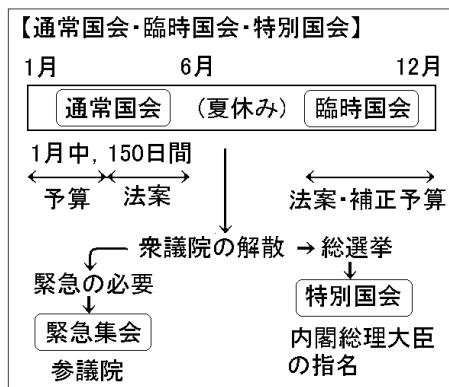
次の図は、ある年度の国会の動きの一部を表したものです。各問いに答えなさい。

- (1) a～c に適する国会の種類を答えなさい。
- (2) (b)国会では、何が行われますか。
- (3) 1 月からおこなわれた a 国会で必ず審議されることは何ですか。

[解答欄]

(1)a 通常	b 特別	c 臨時
(2) 内閣総理大臣の指名		(3) 予算

[解説]



毎年 1 月中に必ず通常国会(常会)が開かれる。ここでは主として、4 月から始まる新年度の予算が審議される。会期は 150 日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。6 月中ごろに会期が迫るが、その際、1 回の会期延長が可能である。

その後、国会は夏休みをへて、秋から臨時国会(臨時会)が開かれる。臨時国会は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときに召集されることになっている。しかし、実際には毎年 9 月ごろに開かれている。ここでは、もっぱら法案審議が中心になる。会期は不定だが、2 回まで延長が可能である。

[問題 4]

常会の召集時期は何月で会期は何日間か、組み合わせとして正しいものを次から 1 つ選び、記号で書きなさい。

- ア 召集 1 月・会期 100 日間
- イ 召集 6 月・会期 150 日間
- ウ 召集 6 月・会期 100 日間
- エ 召集 1 月・会期 150 日間

[解答欄]

エ

[問題 5]

次の①～④にあてはまる国会の種類を書きなさい。

- ① 衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日以内に開かれる。
- ② 毎年 1 回 1 月に召集される。
- ③ 内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に開かれる。
- ④ 衆議院の解散中に緊急の必要があった場合に開かれる。

[解答欄]

① 特別会(特別国	② 常会(通常国会)	③ 臨時会(臨時国会)	④ 緊急集会
-----------	------------	-------------	--------

[解説]

種類	会期と召集	主な議題
常会(通常国会)	会期は 150 日 。毎年 1 回 1 月 中に召集される。会期は 1 回だけ延長可能。	翌年度の 予算の審議
臨時会(臨時国会)	内閣またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上 の要求があったとき開催。	補正予算の審議 緊急に必要な議題
特別会(特別国会)	衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日 以内に召集される。	内閣総理大臣の指名
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。	緊急に必要な事項

[問題 6]

次の表中の()にあてはまる語句・数字を記入せよ。

国会の種類	会期と召集	主な議題
(①)	会期は(⑤)日 毎年 1 回(⑥)月中に召集される。会期は 1 回だけ延長可能。	翌年度の(⑦)の審議
(②)	内閣またはいずれかの議院の総議員の(⑧)以上の要求があったとき開催。	補正予算の審議 緊急に必要な議題
(③)	衆議院の解散後の総選挙の日から(⑨)日以内に召集される。	(⑩)の指名
参議院の(④)	衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。	緊急に必要な事項

[解答欄]

① 常会(通常国会)	② 臨時会(臨時国会)	③ 特別会(特別国会)	④ 緊急集会
⑤ 150	⑥ 1	⑦ 予算	⑧ 4 分の 1
⑨ 30	⑩ 内閣総理大臣		

[問題 7]

特別国会についてあてはまるものを次から 1 つ選び、記号を書きなさい。

- ア いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される。
- イ 内閣が必要と認めたときに召集される。
- ウ 衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される。
- エ 衆議院の解散中、必要があるときに召集される。

[解答欄]

ウ